

法務局の地方移管に関する意見書

2010年（平成22年）9月17日

日本弁護士連合会

意見の趣旨

当連合会は、地域主権戦略大綱に基づく、法務局の事務の地方自治体への移管について、弁護士の業務及びその背後にある国民の法的な権利が、法務局の取り扱う事務に密接に関係することから、法務局の利用者の団体としての立場に基づき、次のとおり意見を述べる。

- (1) 法務局の所掌事務のうち、登記及び供託に関する事務並びに人権に関する事務は、国民の権利義務に直結するものであって、法の解釈・運用に至るまで全国一律に行われる必要性が高いので、これに関する権限を地方自治体に委譲することには賛成できない。
- (2) 法務局の所掌事務のうち、国籍に関する事務には国家の基本政策に直接関わるものが含まれるので、これに関する権限を地方自治体に委譲することは不適切である。また、国の利害に関係のある争訟に関する事務は、国が直接の当事者であるから、これに関する権限を地方自治体に委譲することは同様に不適切である。
- (3) 法務局のその他の所掌事務についても、事務毎に、全国一律処理の必要性や経済合理性（効率性）と地方自治体への権限委譲のメリットを具体的に比較考量して、慎重に検討すべきである。

意見の理由

1 地域主権戦略大綱の「国の出先機関の原則廃止」

地域主権改革は、明治以来の中央集権体質から脱却し、この国の在り方を大きく転換する改革であり、この改革の柱に「国の出先機関の原則廃止」がある。

具体的には、国の出先機関について、住民に身近な行政はできる限り地方自治体にゆだねるという「補完性の原則」の下に、国と地方の役割分担の見直しを行い、国と地方を通じた事務の集約等によるスリム化・効率化を図りつつ、事務・権限を地方自治体に委譲することにより、地域における行政を地方自治体が自主的かつより総合的に実施できるようにするものである。

このような意味での国の出先機関のあり方の見直しは、住民自治・団体自治を

謳う憲法92条の趣旨に合致する限りにおいて、当連合会としてもその積極的意義を評価するものである。

しかし、国の出先機関が行う事務には、その性質上、住民に身近な事務であって自治体毎の運用に一定の差が出ても許容されるものから法の解釈・運用に至るまで全国一律に行う必要のある事務まで幅広く存在しており、おしなべて一律に地方自治体に移管することが、必ずしも住民、国民の福祉に合致するとは限らない。したがって、現在国の各出先機関が行っている事務を個別具体的に検討し、国民の権利擁護の必要性の観点から解釈・運用に至るまで全国一律に行う必要のある事務は国に残し、住民自治に任せた方が住民の福祉に合致し、あるいは二重行政による無駄・非効率を回避し、住民のニーズに応じた行政サービスが期待できる事務については、地方自治体に移管するなど、よりきめ細かい対応をすることが必要である。

ところで、上記に照らしてみると、法務局の行っている事務の多くは、国民の権利義務に直接関係し、解釈・運用に至るまで全国一律に行う必要のある事務であり、国の出先機関であるからといって、軽々に法務局の全ての事務を地方自治体に委譲すべきではないことは明らかである。以下、順次検討する。

2 法務局の所掌事務

法務局は、国籍、戸籍、登記、供託、公証、司法書士及び土地家屋調査士、人権、総合法律支援、国の利害に関係のある争訟、に関する各事務をつかさどっているが（法務省設置法第18条）、当連合会との関係で特に重要と思われるのは登記、供託、人権に関する事務であることから、まず、の順に検討し、その後他の事務について検討する。

3 登記に関する事務

登記は、不動産登記制度、商業・法人登記制度及びその他（債権譲渡登記、動産譲渡登記、成年後見登記）に大別される。

(1) 不動産登記

物権は、物に対する直接的な排他的支配権であり、同一物にある人の所有権が成立すると他の人の所有権は成立しなくなる。この排他的性格から、物権の所在・変動は、第三者の利害に与える影響が大きい。そこで、不動産登記は、土地、建物、工場財団、立木、船舶等（以下「土地等」という。）について、その所在、面積、所有者、権利関係等を登記簿に記載し、それを公開することで

(公示の原則) , 国民の権利の保全を図り , 取引の安全を図っている。したがって , 不動産登記の記載内容 , 方法等が全国で統一されていることが , 国民の権利の保護の観点からきわめて重要である。

ところが , 地方自治体に登記事務が委譲されると , この公示の原則 , 取引の安全が図れなくなるおそれがある。すなわち , まず , 現在 , コンピュータ化した登記所が多く , ほぼ全国のどこの登記所に登記された土地等でも , 瞬時にインターネットによる登記情報を閲覧することによって登記に記載された権利関係を確認できる。この権利関係を確認できることにより , 個々の弁護士は依頼者に対し , 債権の保全・回収等に関する法的アドバイスを行うことができる。しかし , かかるコンピュータ化も , 各地方自治体に任されるようになると , 財政事情等からシステムやソフトウェアなどが区々となったり , 接続の不具合が生じることが懸念される。さらに , 不動産登記には , 土地等の所在 , 所有者 , その住所等個人情報に記載されている等の理由から , 登記事務が地方自治体に委譲された場合 , 住民基本台帳ネットワークに接続しない地方自治体があったように , 登記事項を公開しない自治体等が出現するという懸念さえも否定できない。その場合 , 土地等の権利関係を確認するためには , 登記簿謄本等を郵送でその自治体に申請することになると思われるが , インターネットで閲覧するのと比較し , 著しく時間を要するため , 個々の弁護士は法的アドバイスを行う前提に過ぎない権利関係の確認に時間を要し , 依頼者 , すなわち国民が欲している法的アドバイスを行うのに時間を要することになる。その結果 , 依頼者 , すなわち国民は仮処分等適切な行動を行う時期を逸してしまうこともあり得る。

また , 実体法 , 特に民法の解釈が分かれている等の問題があったとしても登記簿に記載しなければならないが , その際 , 登記の記載事項及び記載方法について , 法務省民事局長通達や回答等の通達により全国で統一されているため , 一定の知識のある閲覧者は , どの地域の登記でも記載されている権利内容を理解することができる。たとえば , かつて国の所有に属する土地の登記名義人の表示は登記所によって異なっていたが , 明治 38 年 2 月 6 日民刑第 115 号司法次官通帳により , 「所有者 内務省」と登記され , その後 , 昭和 11 年 5 月 18 日民事甲第 564 号民事局長通帳で , 「所轄庁」を登記名義人とするように改められ , 現在に至っているように , 登記の記載事項及び記載方法は通達により統一され , それにより , 閲覧者は権利内容の把握が容易になっている。仮に登記事務が地方自治体に委譲された場合 , 各地方自治体で解釈等が異なり , 独自の登記の記載事項及び記載方法となってしまうことが懸念される。かかる記載

の差異は、争いになった場合には最終的には法律や裁判により統一されると思われるが、それまでは、登記の記載は、法務省の通達等で適時に統一されることはなく、結局のところ、登記簿の閲覧者は、当該地方自治体の登記簿の記載方法に関する知識がなければ、権利内容を確認できず、登記制度の目的が果たされないことになる。すなわち、国民は、各地の登記簿の記載内容の真の意味について、各地方自治体の過去の議会の議決、その際の議論状況、行政先例などを調査しない限り、権利の内容を確定できないことになりかねず、著しい困難を強いられることにもなりかねない。

なお、当連合会は、いわゆる通達行政全般については、法律の根拠なく国民の権利を制限し、国民に義務を課すものになるおそれがあるので、その問題性を指摘してきたところであるが、かかる法律解釈について行政の統一性を図るために国が発する通達についてまで、否定するものではない。

さらに、不動産登記法は、民法等の実体法が定める権利義務の内容を公示する手続を定める法ではあるが、裁判所内外で、不動産登記法の手続の仕組みを通じて、実体法の解釈が形成される場面もある。たとえば、仮登記担保契約に関する法律の沿革は、譲渡担保については清算法理が確立し、暴利を得られなくなったことから、昭和30年代頃から、所有権移転請求権の保全の仮登記によって債権を担保する代物弁済予約が利用され、清算法理の確立が急務となり、最判昭和42年11月16日民集21巻9号2430頁で、債権者に清算義務を課した。さらにその後、昭和53年に立法化された。このように実体法及び裁判と登記は密接に関連していることから、実体法が全国一律に適用され、裁判も全国一律の基準で行われる以上、実体法上の権利を適切に公示しなければならない登記も全国一律の取扱いとならなければ、登記を用いた土地等の取引に混乱を生じさせてしまう。特に、登記が、対抗力、公信力など、実体法上の権利そのものに直結する効果を有することに鑑みれば、登記の内容や記載方法、解釈等が地方自治体によって異なることになるという可能性は可及的に排除されなければならない。

また、不動産登記が、実体法と登記が密接に関連していることから、登記事務を行うには、手続法である不動産登記法だけでなく、民法等の実体法の知識、解釈、判例の理解が必要であり、専門的知識を有する職員により取り扱われることが適しているが、かかる専門的知識を効率的に習得し、地域的偏りなくこれを維持するためには、国の職員として統一的に研修等を行うことが望ましい。

このように、不動産登記事務は、民法、不動産登記法をはじめ諸法の解釈・

運用に至るまで全国一律に行われる必要性が高いものであり、現在法務局が国の出先機関であることによって、その一律の解釈・運用が担保されているものであるが、その権限が地方自治体に委譲されることによって、そのような全国一律の解釈・運用が維持できるかについては、強い危惧を抱かざるを得ない。

他方、上記のように不動産登記事務は、全国一律に取り扱われる必要性がきわめて高いことから、仮にこれを地方自治体に移管しても、地域住民が自由に決定できる余地は小さいと考えられ、また、元来二重行政となっている事務でもないことから、自治体、地域住民の側からみて移管のメリットは少なく、かえって負担のみが増える可能性が高い。

以上のように、不動産登記事務は、国民の権利に密接に関係し、法の解釈・運用に至るまで全国一律に行う必要のきわめて高い事務である一方、住民、自治体のメリットは必ずしも明らかではないことから、これを地方自治体に委譲することには賛成できない。

(2) 商業・法人登記

商業登記は、会社その他の商人に関し、法人登記は、原則として商人ではない法人に関し、取引上重要な一定の事項を、登記所に備える商業登記簿等に記載して公示し、取引の安全と商人・法人の保護を図る制度である。

商業登記・法人登記は、取引の主体となる商人または法人に関する登記、不動産登記は、取引の客体である不動産に関する登記という点では異なるが、取引の安全を図る目的という点で共通である。また、不動産登記と同様、商業登記・法人登記は、商法及び会社法等の定める実体法上の手続を実行するものであり、商法及び会社法等の解釈について意見の分かれる問題が存在し、全国一律の取扱いがなされる必要がある。そこで、現在、登記手続のより細かな部分については、法務省令である商業登記規則、商業登記等取扱手続準則等の法務省民事局長通達や回答等の通達で統一が図られる。たとえば、商人について、「目的」には、明確性・具体性、営利性、強行法規・公序良俗に反しないものという適格性が必要とされているが、「運送業(不定期による)、請負業、代理店業」のように、要件を充たすかが問題になり、通達によって統一が図られている(昭和38年7月8日民事甲1971号民事局長回答)。さらに、商法及び会社法等の実体法と商業登記・法人登記の手続法が密接に関連していることも不動産登記と同様である。したがって、不動産登記で述べたと同様、全国で統一された基準で公示される必要がある。

また、法人は本来的に無形のものでありながら、登記によって自然人と同様

に権利主体となり，そして，商業登記・法人登記によって公示された経済取引の主体は，不動産とは異なり，全国で活動しうることから，活動する先々で，その信用を保持するためには，その内容・組織に関する登記は全国一律であることが望ましく，登記の運営・管理は不動産と比較し，より国が行うのが望ましい。

さらに，商業登記・法人登記が，商法及び会社法等の実体法と登記が密接に関連していることから，登記事務を行うには，手続法だけでなく，商法等の実体法の知識，解釈，判例の理解が必要であり，不動産登記同様，専門的知識を習得し，維持しやすい国の職員の方が適している。

このように，商業登記・法人登記も，民法，商法，会社法，商業登記法をはじめ諸法の解釈・運用に至るまで全国一律に行われる必要が高いものであり，現在法務局が国の出先機関であることによって，その一律の解釈・運用が担保されているものであるが，この権限が地方自治体に委譲されることによって，かかる一律の解釈・運用が維持され得るかについては，強い危惧を抱かざるを得ない。

また，地方自治体に移管することについて，自治体，地域住民に明確なメリットがないと思われる点も不動産登記事務と同様である。

したがって，商業登記・法人登記事務についても，地方自治体に委譲することには賛成できない。

(3) その他の登記事務

債権譲渡登記・動産譲渡登記

いずれもバブル経済崩壊後の不動産担保，個人保証に過度に依存した従来型の企業の資金調達方法を見直すため，動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律によって創設された登記である。具体的には，債権譲渡登記は，債権流動化をはじめとする企業の資金調達手段の多様化のため，法人がする金銭債権の譲渡について，登記による簡便な第三者対抗要件付与制度，「債権譲渡登記ファイル」に債権譲渡登記または質権設定登記をすることにより，債務者以外の第三者に対する対抗要件を具備することができ，債務者に対しては，債権譲渡登記ファイルに記載されている事項を証明した登記事項証明書¹の交付を伴う通知をすることにより，債権譲渡の事実を主張することができる制度である。また，動産譲渡登記は，企業が保有する在庫や機械設備等の動産を活用した資金調達のため，法人がする動産の譲渡につき民法の定める対抗要件具備による方法によるほか，登記により対抗要

件を具備することを可能とする制度である。

この法律により、多数の債権を一括した債権譲渡登記、債務者が特定していない将来の債権の債権譲渡登記、動産の種類及び所在によって特定する集合動産についての動産譲渡登記のように資金調達を図るため多様な登記が認められているが、現在、登記所を東京法務局に限定することによって、譲渡人単位で編成される譲渡登記ファイルを一元的に管理することが可能となり、譲渡登記ファイルに特定の動産譲渡または債権譲渡について登記がされているか否かを効率的に検索することができ、また、二重に登記された場合であっても登記番号によって登記の先後関係が明確になっている。

仮に地方自治体に委譲された場合、このような利点が失われることになるおそれがあり、多様な企業の資金調達方法として利用されはじめた債権譲渡登記及び動産譲渡登記の利用の妨げになり得る。

債権譲渡登記・動産譲渡登記も、全国で一元的に管理され、法の解釈・運用も全国一律になされることにより、債権譲渡・動産譲渡を利用した取引が円滑になされるための重要な制度基盤を提供していることから、これらの事務の地方自治体に委譲についても賛成できない。

成年後見登記

成年後見登記とは、認知症、知的障害、精神障害などの理由で判断能力の不十分な者を保護・支援するため、従来の禁治産及び準禁治産の制度を改正し、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などを後見登記等ファイルに記載し、本人等からの請求により、登記官が登記事項証明書を発行することで登記情報の開示をしている制度である。

事実の公示であり、不動産登記等と比較して、実体上の権利との関係は密接ではないが、被成年後見人等の権利を保護し、その取引の相手方の取引の安全を保護する制度であり、全国一律の基準で運用されることが望ましい。

また、地方自治体に移管することで、成年後見登記の証明書について、身近な地方自治体で交付を受けられるというメリットもあり得るが、国の事務としつつ、現在の運用を改善し、法務局の出張所でも交付を受けられるようにすることで、国民の利便を図ることは可能である。

- (4) なお、全国一律の取扱が必要な事務であっても、その事務を必ずしも国が直接行うことは必要でなく、地方自治体に移管した場合でも、法律で準則を定め、さらに法定受託事務として、地方自治法に基づき法定受託事務処理基準を定めて、その不遵守に対し同法に基づく関与をすることにより、全国統一の基準を維持す

ることは可能であるとの考え方もあり得る。しかしながら、かかる措置を講じてもなお、事実上それが徹底されなかったり、細かな運用の差異が生ずることにより、他の自治体の住民やその代理人による権利行使や申請に不便や困難が生じる可能性は否定できない。そして、上記のとおり、登記に関する事務は、いずれも国民の権利義務にきわめて密接に関係しており、かかる細かい差異が国民の権利に重大な影響を与える可能性があることから、解釈・運用の細部に至るまでのきわめて強い統一の取扱いが必要であり、利用者としての立場から、地方自治体への移管には慎重にならざるを得ない。

4 供託に関する事務

供託には、弁済供託、保証供託、執行供託に大別される。弁済供託は、民法、執行供託は民事執行法及び滞納処分と強制執行等との手続の調整に関する法律により規定されている。保証供託は、宅地建物取引業法第25条第1項等で規定されている営業上の保証供託、民事訴訟法第75条及び第76条等の訴訟行為に関連した裁判上の保証供託がある。

供託はいずれも実体法に深く関係し、さらに執行供託及び裁判上の保証供託は民事裁判との関係もある。したがって、これらと深く関係する供託も全国一律の解釈・運用によって行われる必要がある。そのため、現在では通達等により、全国一律の取扱いが図られているものである。

たとえば、弁済供託は、民法により規定された債務を消滅させる手続であるが、その取扱いが地方自治体毎に異なる可能性があるとするれば、実体法上の権利に重大な影響を及ぼすことは必至である。そして、日々多数の供託がなされていることから、これらの取扱いを一々法律で定めることは實際上困難であり、供託事務を地方自治体に移管すれば、その取扱いが地方毎に異なる事例が生じることは避けられないと考えられるが、不法行為による損害賠償のように弁済供託に複数の管轄が認められる場合や、当事者間に賠償額に争いがあった場合に供託できるかというような見解が対立する問題が生じた場合（昭和32年4月15日民事甲第710号民事局長通達参照）を考えると、その弊害は明らかであり、法務省の通達等で統一した取扱いをする必要がある。

他方、供託事務を地方自治体に移管することによる地域住民の利益はあまり考えられない。

したがって、供託事務も、全国一律の基準で取り扱われる必要がある反面、地方自治体に移管することについてメリットがないことから、地方自治体に権限を

委譲することには賛成できない。

統一的取扱いの必要性が必ずしも地方自治体への移管を否定する理由とはならないとの指摘もあり得るが、上記3(4)と同様、供託についても、国民の権利義務にきわめて密接に関係しており、細かな解釈・運用まで統一されないと、国民の権利に重大な影響があることから、利用者としての当連合会の立場からは、地方自治体への移管については否定的にならざるを得ない。

5 人権に関する事務

法務局の人権に関する事務は、人権侵犯事件に係る調査・被害救済・予防、人権啓発・人権擁護運動の助長、人権擁護委員の委嘱に関する事務、人権相談等である。

このような人権に関する事項は、憲法が「基本的人権は、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」と謳っていることにも示されているように、性質上各地方によって内容・取扱いに差異があることは許されず、統一的な基準で全国あまねく行われるべきものである。

また、人権に関しては、被害者以外は人権侵害だと気がつかないまま、被害者の人権が侵害されている場合もあることに留意すべきである。たとえば、村八分のような各地方に根ざした人権侵害は、その地域で日常的に生活しているものは気づかないことがあり得るため、人権に関する事務を軽々に地方自治体に委譲すべきではない。

さらに、現在、政府から独立した国内人権機関の設立が強く求められており、この点からも人権に関する事務を地方自治体に移管することは妥当ではない。なお、当連合会は、内閣府に独立性の強い行政委員会として中央委員会を置くとともに、身近なところで人権救済を申し立てることができるように地方にも地方委員会を置くことを提言していることを付言する。

6 国籍に関する事務

国籍は、その国の構成員であるための資格であり、日本国籍を取得することにより、参政権が認められ、公務に就任することもでき、日本の政治に関与できることとなる。このように国籍の性質が、主権に関わることから、そもそも国籍に関する事務は、地方自治体に権限を委譲することは、性質上適切ではない。

また、法務局の行う国籍事務は、届出による国籍の取得に関する事務（国籍法第3条等）、帰化による国籍の取得に関する事務（国籍法第4条）、国籍の離脱に

関する事務(国籍法第13条),国籍の認定に関する事務,国籍選択に関する事務(国籍法第15条)であるが,特に,帰化による国籍の取得に関する事務に関しては,確かに,帰化には法務大臣の許可を必要とするが(国籍法第4条第2項),「素行が善良であること」(国籍法第5条第1項3号)のように抽象的基準を帰化の条件としているため,法務局が帰化条件を書類・面談等を行い調査している。国籍事務を地方自治体に委譲する場合,このような調査も含まれることになるが,外国人参政権のように各地方自治体によって考え方が異なることから,各地方自治体によって異なった基準・方法による調査となる懸念があり,その結果,地方自治体間に帰化の可否について差異が生じることになりかねない。国籍を取得した者は,日本の政治にも関与でき,また移転の自由もあることから,地方自治体間で帰化について差異が生じるべきではない。

この点に関し,全国知事会の国の出先機関原則廃止プロジェクトチームによる「国の出先機関の原則廃止に向けて」というレポートにおいては,国籍に関する事務の地方移管について,「国家の存立にかかわる事務である点については,同様の性格を持つ例えば旅券発給事務などを既に地方で実施していることを踏まえれば,必ずしも決定的な理由にはなり得ない」とする。しかしながら,旅券発給事務は実体的審査を伴うものでなく,国籍に関する事務全般について地方自治体へ移管するかどうかを検討するにあたって,これを比較検討の対象とするのはあまりに無理があるといわざるを得ない。

以上のとおり,国籍に関する事務は,本来国の主権と密接に関連する行為であり,全国一律に行う必要の高い事務であることから,地方自治体に権限を委譲するのは適切ではない。

7 国の利害に関係のある争訟に関する事務

国の利害に関係のある争訟に関する事務は,国の民事及び行政に係る争訟に関する事務であるが,いずれも国の争訟であることから,権利義務の主体である国が行うべき事柄である。国民全体の利害に係るため,地方自治体が行うべき事柄ではない。

8 その他の所掌事務について

(1) 戸籍に関する事務

法務局の行う戸籍に関する事務は,市町村が実施する戸籍事務に関する助言,勧告,指示である。

戸籍は、日本国民の国籍及び親族的身分関係を登録・公証する事務であり、国籍及び身分関係は、国と個々の国民との関係であることから、国内で統一されるべきである。そのため、その登録・公証事務も全国一律の基準によってなされることが望ましい。また、戸籍関係は、過去から将来まで、長期にわたって人の身分関係に関わるものであるから、その取扱が軽々に変わったり、地域によって差異が出ることは望ましくない。

他方、戸籍に関する事務は、登録・公証という、専門性や裁量的要素が少ないものであり、その事務の内容自体は、住民票に関する事務と大きな違いはなく、必ずしも国自身でなければ行えない業務とまでは言い切れない。

しかしながら、住民にとって、戸籍に関する事務に関する権限が地方自治体に委譲されることに、特段のメリットがあるわけではない。また、戸籍に関する事務は定型化されており、地方自治体に移管することにより事務の効率化や費用の削減が図れる余地も少ない。

したがって、戸籍に関する事務を地方自治体に移管するかどうかについては、そのメリット・デメリットを比較考量して、慎重に決定すべきである。

なお、現在、弁護士は、職務上の必要があって戸籍謄本や住民票の写の交付を請求しまたは郵便等で取り寄せる場合、当連合会の作成した職務上請求用紙を利用しているところ、この職務上請求用紙は、法務省及び総務省と確認の上作成した、ほぼ同内容の用紙であるにもかかわらず、戸籍の請求については、全国統一的な取扱がなされているのに対して、住民票の請求については、市町村によって、別途の身分証明を要求される場合があるなど、時に異なる取扱がなされる事例が散見されており、困惑している。ユーザーとしての当連合会（及びその背後の依頼者としての国民・市民）としては、戸籍に関する事務が地方に移管された場合、戸籍についても同様の混乱が生じ、弁護士の業務に多大な影響が出、ひいては国民・市民の権利に重大な影響を及ぼすのではないかとの危惧の念を抱いていることを付言する。

(2) 公証に関する事務

法務局の公証に関する事務は、公証人に対する指導監督である（公証人法第74条）。

公証人は国民の私的な法律紛争の予防、私的法律関係の明確化、安定を図る目的から法律行政その他私権に関する事実につき公正証書を作成する等の権限を有し（公証人法第1条）、高度な法的知識が必要とされる。特に、強制執行認諾条項付き公正証書は、債務名義として強制執行をなし得ることから（民事執

行法第22条5号),国民の権利に直接影響するだけでなく,国が担う司法作用と同様の効果を有する。強制執行認諾条項付き公正証書は,どの地方の公証人が作成しても,どの地方の裁判所でも強制執行手続きをすることができることから,公証人には全国統一の能力が必要とされる。そこで,それを担保するための公証人の指導監督も全国一律の基準に基づいてなされる必要がある。

個々の公証人に対する具体的な指導監督については,国自らではなく,地方自治体が行うことも可能とも思われるが,上記の通り,その指導監督は全国一律の基準に従う必要があることから裁量的な要素は少なく,住民にとって特段のメリットはないと思われる(逆に何らかのメリットがあるとすると,公証人の公正さに対して疑いをもたれることにもなりかねない。)

したがって,公証に関する事務を地方自治体に移管するかどうかについては,そのメリットとデメリットを比較考量して慎重に検討すべきである。

(3) 司法書士及び土地家屋調査士に関する事務

法務局の司法書士及び土地家屋調査士に関する事務には,司法書士及び土地家屋調査士に対する指導(司法書士法第49条,土地家屋調査士法第44条),司法書士会及び土地家屋調査士会の会則の認可に関する事務(司法書士法第54条,土地家屋調査士法第49条),各試験の実施がある。

上記のとおり,登記事務は,地方自治体に委譲せず国の機関として法務局が継続して行うべきであることから,登記事務に関わる司法書士及び土地家屋調査士に関する事務も法務局が行うことが望ましい。司法書士及び土地家屋調査士が全国で一定以上のレベルが確保されることが,利用者である国民の利益に資することになるから,司法書士及び土地家屋調査士の試験の作成や可否の判定は国が統一的に行うべきである。

個々の司法書士及び土地家屋調査士に対する具体的な指導や試験の実施自体は,国自らでなく,地方公共団体が行うことも可能とも思われるが,上記の通り,その内容は全国一律の基準に従う必要があることから,裁量的な要素は少なく,住民にとって移管のメリットはないと思われる。

したがって,司法書士及び土地家屋調査士に関する事務を地方自治体に移管するかどうかについては,そのメリットとデメリットを比較考量して慎重に検討すべきである。

(4) 総合法律支援に関する事務

法務局は,総合法律支援法に基づき設置された日本司法支援センター地方事務所及びその関係機関・団体相互の連携強化に関する事務及び日本司法支援セ

ンターに対する立ち入り検査を行うとされている。

日本司法支援センター地方事務所は全国各地に存在し、それぞれが地域の実情に応じた司法サービスを提供することは、住民の福利に合致する面もある。しかし、他方で、地方自治体の財政事情などによって全国で平等な法的サービスが提供されなくなるようなことは避けなければならない。その意味では、日本司法支援センターの提供する法的サービスの水準を維持するために国が一定限度の役割を果たすことが必要である。

ただ、現状、法務局が行っている総合法律支援に関する事務は、主として日本司法支援センター地方事務所の監査であり、その限りにおいては、地方自治体で行える事務とも思われるが、地方自治体に移管することによる住民のメリットは明確ではない。また、関係機関等との連携強化に関する事務については、将来どのような事務を行うことになるのか、現時点では必ずしも明確でない。

したがって、総合法律支援に関する事務を地方自治体に移管するかどうかについては、将来的な総合法律支援に対する役割を見据えながら、そのメリットとデメリットを比較考量して慎重に検討すべきである。

- 9 なお、法務局の行っている各事務に関する権限を地方自治体に委譲するかどうかについては、以上のとおり、さらなる慎重な議論が必要と考えられるが、仮に各事務について国の権限とすべき場合であっても、支局の統廃合等により地域の住民、利用者の利便が害されてはならないことは勿論である。その意味で、現在進められている支局の統廃合は、地方自治、地域主権の理念と照らし合わせて、再検討すべきである。

また、国は、法務局の事務を地方に移管せず自ら行う場合でも、当該事務に関する証明・認証業務について地方自治体に委任したり、インターネット等による証明書の発行システムを構築するなど、さらに地域の住民、利用者の利便を図る施策を講じるべきである。

以上